

消費者支援功労者表彰について

- 消費者利益の擁護・増進のために各方面で活躍されている方々を表彰する制度
- 消費者支援活動の一層の奨励

被表彰者

- **内閣総理大臣表彰**
極めて顕著な功績があったと認められる個人・団体へ表彰状及び記念品を授与
- **内閣府特命担当大臣表彰**
特に顕著な功績があったと認められる個人・団体へ表彰状及び記念品を授与
- **ベスト消費者サポーター章**
顕著な功績があったと認められる個人・団体へ記念品を授与し、書状を交付
※特別枠として年齢が39歳以下の個人・団体を対象とした青年部門もある。

経緯

- 昭和60年 経済企画庁長官による表彰を開始
- 平成13年 中央省庁再編に伴い、内閣府特命担当大臣による表彰を開始
- 平成23年 消費者庁設立に伴い、新スキームによる表彰を開始
- ・内閣府特命担当大臣表彰に加え、内閣総理大臣表彰、ベスト消費者サポーター章を設立
- ・個人だけでなく、団体も表彰対象に追加

推薦・選定・決定

- 関係府省庁、都道府県、政令指定都市、独立行政法人国民生活センター及び広域的な活動を行う消費生活関係団体が個人又は団体・グループを推薦
- 消費者支援功労者選定会議において、適正に審査を行い、被表彰者等の案を作成し、それに基づき、被表彰者等が決定される

表彰式

- 毎年、5月の「消費者月間」事業の一環として実施
- 平成23年度に、内閣総理大臣表彰を設立以来、内閣総理大臣表彰、内閣府特命担当大臣表彰は東京にて執り行っている
※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、中止
- ベスト消費者サポーター章は、都道府県が実施する消費者月間イベント等にて授与

消費者支援活動(例)

～あなたの周りに、例えばこのようなことに熱心に取り組んでおられる方々はいませんか～

- 消費生活に関わる相談対応、消費者が組織する団体等の活動
- 消費者被害防止や安全確保、意識啓発のための活動
- 地域における消費者への出前講座や普及啓発活動
- 学校等における研究・教育、公的機関の委員会等における活動
- 様々な現場における、消費者に真摯に向き合った活動

このような活動があなたの生活を支えています！

受賞者の声

- 毎年、受賞者の方から多くの喜びの声が寄せられています。その声を別紙にまとめました！これから活動を始め方など、是非参考にしてください。